

福祉施設で働く障害者に対する就労支援策について

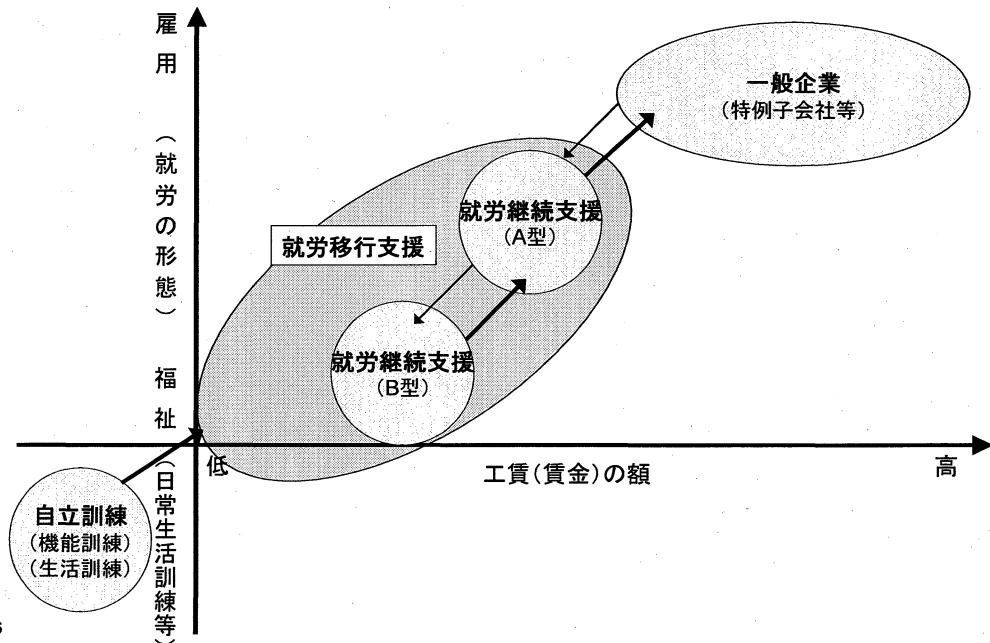
- 【課題】
- ① 一般就労への移行促進に加えて
 - ② 福祉施設で働く障害者の工賃を引き上げるために、福祉施設及び利用者 双方のインセンティブを増す施策が必要。

工賃倍増への取り組み

- ① 各施設ごとの目標工賃の設定・公表
- ② 「授産施設会計基準」の見直し
→ 事業会計間の流用を可能にする等規制緩和
- ③ 工賃水準引き上げのためのモデル事業の実施
- ④ 工賃控除の見直し(10月実施)

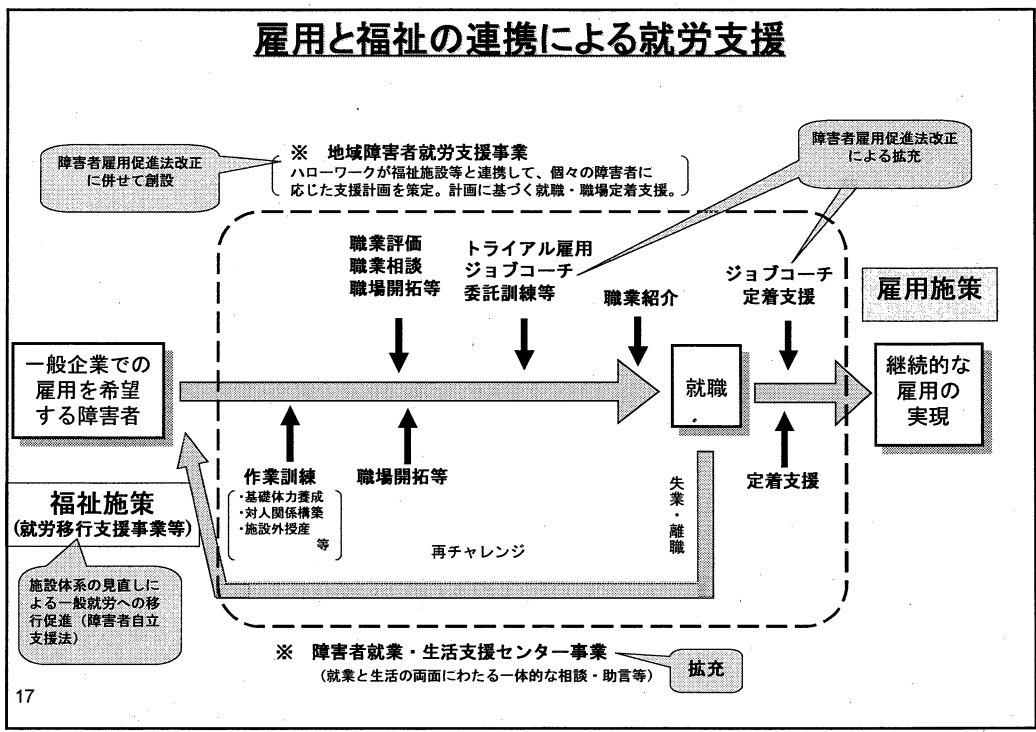
15

障害者の就労支援と各事業の関係

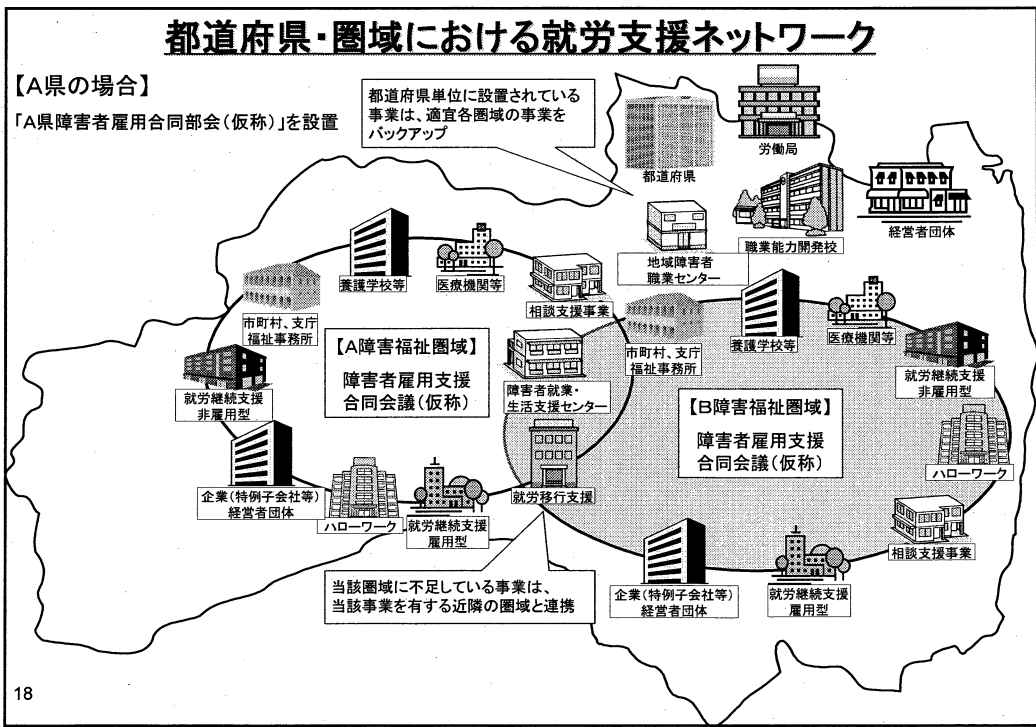


16

雇用と福祉の連携による就労支援



都道府県・圏域における就労支援ネットワーク



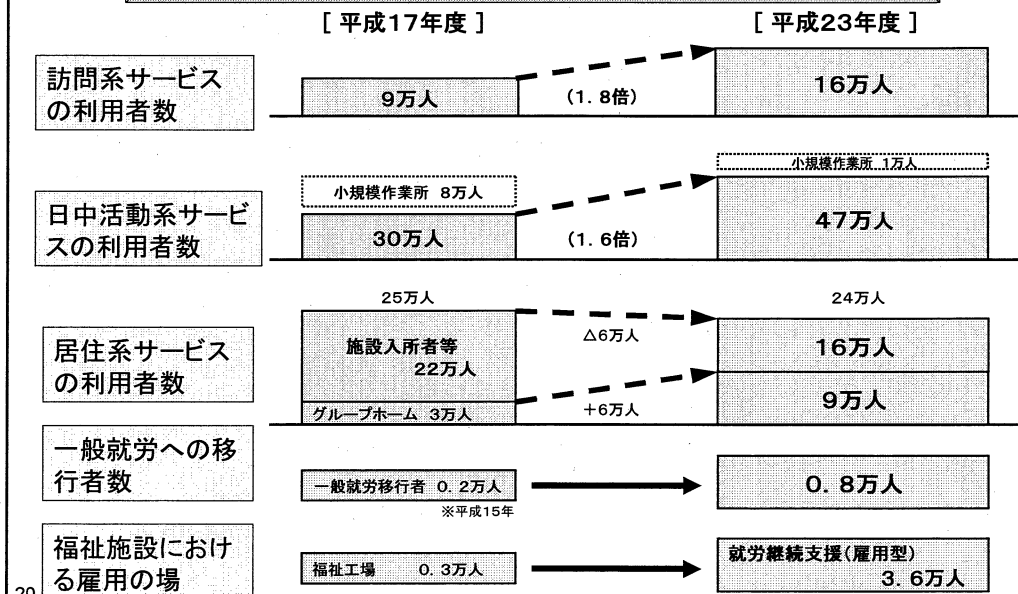
障害福祉計画に盛り込むべき就労関係の目標について

障害福祉計画における「平成23年度中に、福祉施設から一般就労に移行する者を現在の4倍以上とする」という数値目標の達成に向けて、障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局等と連携して、平成23年度において下記の目標を達成することを目指す。

1. 現在の福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用
 2. 福祉施設から一般就労へ移行する者について、
 - ① 全ての者がハローワーク、障害者就業・生活支援センターによる支援を受ける
 - ② 3割が障害者委託訓練を受講する
 - ③ 5割が障害者試行雇用(トライアル雇用)の開始者になる
 - ④ 5割が職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援を受ける
- ことを目標として取り組む。

19

障害福祉サービス展開の数値ビジョン



20

※ 計数については、端数処理を行っているため、積み上げと合計が一致しない場合がある